

取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の会計処理—案1~3の比較

○前提条件

- ・発行総額：100、額面金額：100、払込金額：額面金額の100%
- ・満期償還：額面金額の100%、転換価額：100、転換株式数：払込金額（＝額面金額）÷転換価額＝1株
- ・社債利息：ゼロクーポン
- ・新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの金額（新株予約権の行使価額＝転換価額）＝100とし、新株発行時に出資された額はすべて資本金とする

1. ITMの場合の会計処理（時価（＝パリティ価値）＝130、CBは取得と同時に消却する。）

→下表「①株式のみ」と「⑤現金のみ」は公開草案で取り扱っている内容

		案1 取得価額＝時価130	案2 取得価額＝帳簿価額100	案3 取得価額＝現金＋帳簿価額を 取得の対価の時価の比率で按 分した額	(参考) 投資家による転換(※)
①株式のみ		CB100 / 資本金100	CB100 / 資本金100	CB100 / 資本金100	CB100 / 資本金100
②株式 ＋現金(80)	帳簿価額> 現金交付額	CB100 損30 / 資本金50 現金80	CB100 / 資本金20 現金80	CB62 損18 / 資本金38 CB38 / 現金80	N.A.
③株式 ＋現金(100)	帳簿価額＝ 現金交付額	CB100 損30 / 資本金30 現金100	CB100 / 現金100	CB77…(a) 損23 / 資本金23 CB23…(b) / 現金100	N.A.
④株式 ＋現金(120)	帳簿価額< 現金交付額	CB100 損30 / 資本金10 現金120	CB100 / 現金120 その他利剩 20	CB92 損28 / 資本金8 CB8 / 現金120	N.A.
⑤現金のみ		CB100 損30 / 現金130	CB100 / 現金130 損30	CB100 / 現金130 損30	N.A.

(a) 現金償還と考える部分のCB簿価：CBの簿価100×{現金100/(交付する現金100+交付する株式の時価30)}

(b) 新株予約権の行使と考える部分のCB簿価：CBの簿価100×{交付する株式の時価30/(交付する現金100+交付する株式の時価30)}

(※) 投資家がCBに付された新株予約権を行使した場合には株式が交付され、株式+現金であることはない。

審議事項(4)-2

株式+現金について	案1 取得価額=時価 130	案2 取得価額=帳簿価額 100	案3 取得価額=現金+帳簿価額を取得の対価の時価の比率で按分した額
考え方	取得価額は、時価（パリティ価値）（130） －自己CBの取得として処理－	ITMの場合、時価（パリティ価値）（130）に相当する取得の対価が柔軟化されたため、（現金支払が簿価（100）を越えない限り、通常のCBと同様に）簿価（100） －CBに付された新株予約権の全部行使+交付すべき株式の現金による交付→現金によるCBの償還+株式の無償交付として処理－	取得価額は、新たな資産（現金）の時価と残存部分（株式の交付分）の額（簿価取得の対価の時価の比率で按分した額） －現金によるCBの一部償還+CBに付された新株予約権の一部行使として処理－
金融商品会計基準との関係			
①一括法との関係	原則として、投資家による転換（株式の交付）が想定されており、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」として、新株予約権（払込資本を増加させる可能性のある部分）と社債（それ以外の部分）は同時に各々存在し得ないため、一括法又は区分法で処理		
②投資家による転換（株式の交付）との関係	現金が交付されるという点において投資家による転換（株式の交付）と経済的実質が同一であるとはいえない。	ITMの場合、取得価額は時価（パリティ価値）に相当するものであるため、投資家による転換（株式の交付）に準じて処理する。	ITMにおいて、株式が交付される部分は投資家による転換（株式の交付）と経済的実質が同一であるが、現金が交付される部分は同一であるとはいえない。
③金融負債の消滅との関係（会社法上は現物出資及び混同として消滅）	投資家による転換（株式の交付）の場合、当初から意図された負債（すべて残存部分）の→このケースの取得価額は時価（パリティ価値）（130）であるため、差額は「償還損」	→このケースの取得価額は、原則として、簿価（100）。このため、現金支払が簿価（100）以下の場合は簿価で現物出資を受け入れて、混同により消滅するため、差額があれば「資本金」（なお、現金支払が簿価（100）を越えた場合は当該簿価超過額で現物出資を受け入れて、混同により消滅するため、差額は「償還損」）	簿価で現物出資を受け入れて、混同により消滅 →このケースでは、 ① 取得の対価のうち、新たな資産（現金）の時価と、これに見合う簿価（簿価100を取得の対価の時価の比率で按分した額）との差額は「償還損」 ② 株式の交付分は残存部分にあたり、簿価100を取得の対価の時価の比率で按分した額で計上
会社法・会社計算規則との関係	会社計算規則41条1項の「当該取得時における価額」の読み方として「時価」は妥当	会社計算規則41条1項の「当該取得時における価額」の読み方として「簿価」は妥当 （なお、「当該取得時における価額」を「簿価」である点を強調すると、現金支払が簿価（100）を越えた場合も取得価額は簿価となりため、会社計算規則41条2項2号の関係から借方差額は「その他利益剰余金」となる）	会社計算規則41条1項の「当該取得時における価額」の読み方として、「現金と取得の対価の時価比率で按分した株式交付部分に対応する額」とするのは不自然

その他	ストック・オプションやパーチェス法の考え方とは整合的	一括法を採用する米国基準では、ほぼ同じ処理となっている。	
-----	----------------------------	------------------------------	--

(参考) 投資家による転換において「株式+現金」があった場合の発行者側の会計処理（一括法又は区分法での処理について）

- (1) 投資家による転換は、すべてが株式の交付ではなく、常に、株式+現金である場合
- (2) 投資家による転換は、通常の権利行使（すべてが株式の交付）と、対価が柔軟化された取得請求権の行使（株式+現金）である場合



新株予約権（払込資本を増加させる可能性のある部分）と社債（それ以外の部分）は同時に各々存在し得ない「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」と考えられるかどうか。

2. OTM の場合の会計処理（時価(=パリティ価値)=80、CB は取得と同時に消却する。）

→下表「⑤現金のみ」は公開草案で取り扱っている内容

		案1 取得価額=額面金額 100	案2 取得価額=額面金額 100	案3 取得価額=帳簿価額簿価を 取得の対価の時価の比率で 按分	(参考) 繰上償還
⑤現金のみ		CB100 / 現金 100	CB100 / 現金 100	CB100 / 現金 100	CB100 / 現金 100
④株式 0.8株 (64) +現金	パリティ価値> 株式交付額	CB100 / 現金 36 資本金 64	CB100 / 現金 36 資本金 64	CB36 / 現金 36 CB64 / 資本金 64	N. A.
③株式 1株 (80) +現金	パリティ価値= 株式交付額	CB100 / 現金 20 資本金 80	CB100 / 現金 20 資本金 80	CB20…(a) / 現金 20 CB80…(b) / 資本金 80	N. A.
②株式 1.2株 (96) +現金	パリティ価値< 株式交付額	CB100 / 現金 4 資本金 96	CB100 / 現金 4 資本金 96	CB4 / 現金 4 CB96 / 資本金 96	N. A.
①株式のみ		CB100 / 資本金 100	CB100 / 資本金 100	CB100 / 資本金 100	N. A.

- (a) 現金償還と考える部分のCB簿価： $CB \text{ の簿価 } 100 \times \{ \text{現金 } 100 / (\text{交付する現金 } 100 + \text{交付する株式の時価 } 30) \}$
- (b) 新株予約権の行使と考える部分のCB簿価： $CB \text{ の簿価 } 100 \times \{ \text{交付する株式の時価 } 30 / (\text{交付する現金 } 100 + \text{交付する株式の時価 } 30) \}$